

日本大学校友会レディス桜門会会則

平成27年7月11日 制定・施行
令和元年7月27日 改正・施行
令和4年9月3日 改正・施行

(名 称)

第1条 この会は、日本大学校友会レディス桜門会（以下「レディス会」という）と称する。

(目 的)

第2条 レディス会は、日本大学校友会（以下「校友会」という）会則第2条に規定された目的のほか、日本大学における女性の活躍を支援することを目的とする。

(事務局)

第3条 レディス会の事務局は、会長の所属先又は自宅に置く。

(活 動)

第4条 レディス会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 総会の開催
- ② 役員会の開催
- ③ 講演会の開催
- ④ 会報の発行
- ⑤ 全国校友大会への参加
- ⑥ その他必要と認められる活動

(会員資格)

第5条 レディス会の会員は、校友会会則第5条に定められた次の会員とする。

- ① 正会員 学校法人日本大学寄附行為施行規則第8条に定める学校を卒業又は修了後、校友会年会費を納める者
- ② 特別会員 校友会特別会員規程により推薦された者
- ③ 賛助会員 校友会賛助会員規程により推薦された者

(年会費の納入)

第6条 レディス会の会員は、校友会年会費をレディス会会員名で納めるものとする。

(役 員)

第7条 レディス会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 幹事 若干名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 2名

⑥ 名誉会長 若干名

⑦ 顧問 若干名

(会長の選任)

第8条 会長は、自推又は他推による候補者の中から、総会にて承認された者とする。

(会長の任期)

第9条 会長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(副会長の選任・任期)

第10条 副会長は、会長が指名し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事の選任・任期)

第11条 幹事は、会長が指名し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計の選任・任期)

第12条 会計は、会長が指名し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の選任・任期)

第13条 監事は、総会の議を経て会長が指名し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長の選任・任期)

第14条 名誉会長は、役員会が必要と認めたとき、会長が指名することができる。その任期は当該会長の任期とする。

(顧問の選任・任期)

第15条 顧問は、役員会が必要と認めたとき、会長が指名することができる。その任期は当該会長の任期とする。

(会長の職務)

第16条 会長は、レディス会を代表し、会務を総理する。

(副会長の職務)

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長の命を受け、所管の業務を遂行する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときには、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

(幹事の職務)

第18条 幹事は、会長の指示により、次の業務を行う。

① 第4条に定める活動の企画運営等

② 会議の議事録の作成

(会計の職務)

第19条 会計は、レディス会の経理業務を行う。

2 会計は、その業務内容を、定期的に他の役員に報告し、役員会の承認を得るものとする。

(監事の職務)

第20条 監事は、レディス会の決算について、会計年度終了後、速やかに監査を行い、次年度の総会に報告する。

2 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(名誉会長・顧問の職務)

第21条 名誉会長及び顧問は、会長の相談役として、会長から諮詢があったときは、それについて調査等を行い、会長に報告し、会務に協力する。

(会議の種類・運営)

第22条 レディス会の会議は、総会及び役員会とし、いずれも会長が招集し、その議長となる。

(総会)

第23条 総会は、年1回を定例とし、会計年度終了後、3か月以内に開催する。

2 役員会において必要と認められたときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、次の事項について審議する。

- ① 活動報告
- ② 収支決算報告
- ③ 活動計画
- ④ 収支予算案
- ⑤ 会則の変更及び規程等の制定並びに改廃
- ⑥ 賞罰
- ⑦ その他必要な事項

(役員会)

第24条 役員会は、第7条第1号から第4号の者で構成し、必要に応じて適宜開催する。

2 会長が必要と認めたときは、役員以外の者の参加を求め、意見を聞くことができる。

3 役員会は、総会の報告事項、審議事項、その他必要な事項について、協議する。

4 総会承認事項において、緊急を要することが発生したときは、役員会で決定することができる。ただし、総会において事後報告しなければならない。

(会議の議決)

第25条 会議は構成員の5分の1以上の出席を必要とする。

2 委任事項を明示した書面(メール添付を含む)を議長に提出した者は、出席者とみなす。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(レディス会の経費・会計年度)

第26条 レディス会の経費は、次のものをもって充てる。

- ① 校友会正会員会費からの分配金収入
- ② 寄付金収入
- ③ 果実収入
- ④ その他の収入

2 レディス会の会計年度は、毎年度7月1日から翌年の6月30日とする。

(賞罰等)

第27条 レディス会の賞罰は、次のとおりとする。

① 表彰

レディス会は、会の活動に特別な功労のあった者を表彰することができる。表彰については、その都度役員会で協議し、総会の承認を得て行う。

② 役員の解任

役員が心身等の理由により、職務の執行に堪えないとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

③ 除名

レディス会の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 日本大学又はレディス会の名誉を傷つけ、若しくは校友として品位を害する言動があったとき。
- (2) レディス会の秩序を乱したとき。
- (3) 故意又は過失により、日本大学若しくはレディス会に損害を与えたとき。

附 則

この会則は、令和4年9月3日から施行する。